２　地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

３　主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

第八条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第九条第一項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改める。

第十条第一項中「（同条第七項において準用する場合）」を「の認定（同条第六項の変更の認定」に改め、「の認定」を削る。

第十三条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第十四条第一項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同条第三項第三号中「の内容」を「について、その内容」に改め、「道路運送高度化事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加える。

第十五条中「（同条第七項において準用する場合」を「の認定（同条第六項の変更の認定」に改め、「の認定」を削る。

第十八条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第十九条第一項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改める。

第二十条中「（同条第六項において準用する場合」を「の認定（同条第五項の変更の認定」に、「）の認定を」を「）を」に改める。

第二十三条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第二十四条第一項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改める。

第二十五条第一項中「（同条第六項において準用する場合」を「の認定（同条第五項の変更の認定」に改め、「の認定」を削る。

第二十六条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第二十八条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「又は地域公共交通再編事業」を「、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業又は地域公共交通利便増進事業」に改め、同条第二項中「又は認定地域公共交通再編実施計画」を「、認定地域旅客運送サービス継続実施計画、認定貨客運送効率化実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業、認定貨客運送効率化実施計画に定められた貨客運送効率化事業又は認定地域公共交通利便増進実施計画」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同条第三項中「又は認定地域公共交通再編実施計画」を「、認定地域旅客運送サービス継続実施計画、認定貨客運送効率化実施計画又は認定地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同条第四項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改める。

第二十九条中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第三章第八節を同章第十節とする。

第二十七条の八第一項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「第二十七条の三第二項」を「第二十七条の十七第二項」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、第三章第七節中同条を第二十七条の二十二とする。

第二十七条の七中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十七第二項」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同条を第二十七条の二十一とする。

第二十七条の六第一項及び第二項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「第二十七条の三第二項」を「第二十七条の十七第二項」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同条第三項中「（平成元年法律第八十三号）」を削り、同条第四項中「認定地域公共交通再編実施計画」を「認定地域公共交通利便増進実施計画」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に、「次項において同じ」を「以下「認定区域内計画外事業」という」に、「当該事業」を「当該認定区域内計画外事業」に改め、同条第五項中「その全部又は一部の区間又は区域が認定地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業」を「認定区域内計画外事業」に、「当該認定地域公共交通再編実施計画」を「認定地域公共交通利便増進実施計画」に、「当該事業」を「当該認定区域内計画外事業」に改め、同条に次の二項を加える。

８　第二十七条の十七第二項の認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業について道路運送法第九十一条の二第一項の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該認定区域内計画外事業の経営により認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに関し、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会との協議を経て、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

９　国土交通大臣は、前項の規定による申出があった場合において、第四項の規定による審査又は第五項の規定により命令をするかどうかの決定をするときは、当該申出を考慮するものとする。

第二十七条の六を第二十七条の二十とする。

第二十七条の五中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「第二十七条の三第二項」を「第二十七条の十七第二項」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同条を第二十七条の十九とする。

第二十七条の四中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「（同条第六項において準用する場合」を「の認定（同条第五項の変更の認定」に改め、「の認定」を削り、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同条を第二十七条の十八とする。

第二十七条の三の見出しを「（地域公共交通利便増進実施計画の認定）」に改め、同条第一項中「地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域公共交通利便増進実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同条第二項中「地域公共交通再編実施計画が」を「地域公共交通利便増進実施計画が」に改め、同項第一号中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同項第二号中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同項第三号から第六号までの規定中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同項第七号中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第八号から第十号まで及び同条第五項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同条第七項中「地域公共交通再編実施計画（）を「地域公共交通利便増進実施計画（）に、「認定地域公共交通再編実施計画」を「認定地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同条を第二十七条の十七とする。

第二十七条の二の見出しを「（地域公共交通利便増進事業の実施）」に改め、同条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に、「地域公共交通再編実施計画」を「地域公共交通利便増進実施計画」に改め、同項第一号、第二号及び第四号から第七号までの規定中「地域公共交通再編事業」を「地域公共交通利便増進事業」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者その他の当該事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。